

承認第4号

行政制度調整方針について

中条町、黒川村の合併協議に関する行政制度調整方針を別紙のとおりとしたので、承認を求めらる。

平成16年1月28日 提出

中条町・黒川村任意合併協議会
会長 中条町長 熊倉 信夫

平成16年1月28日 承認

中条町・黒川村任意合併協議会

(別紙)

行政制度調整方針

1 調整の基本的考え方

行政制度調整とは、中条町・黒川村が現在実施している各種事務事業の現況を踏まえ両町村の合併に向けた事務事業の比較検討を行い、新市における事務事業について事前に調整することである。

各種の事務事業の調整にあたっては、次の6つの基本原則を総合的に勘案して調整する。

一体性確保の原則

【新市に移行する際、住民生活に支障のないよう速やかな一体性の確保に努める。】

住民生活に混乱をきたすことのないよう、住民票などの各種証明書の発行や各種申請の手続き、保健・福祉サービス、各種施設の利用など住民生活に直接関わる事項については、支障が生じないように速やかな一体性の確保に努める。

住民福祉向上の原則

【現行の行政サービス水準の低下をきたさないよう努める。】

現在、両町村で行っている各種の事務事業で、そのサービスに差異があるものについては、現行のサービス水準を低下させないことを原則として調整に努める。

負担公平の原則

【市民の負担が生じるものについては、不公平感を与えないよう努める。】

市税や保険料、各種手数料・使用料など住民が直接負担するものについては、その税率や料金について不公平感を与えないよう十分配慮し、調整に努める。

健全な財政運営の原則

【新市において健全な財政運営に努める。】

新市において地方分権時代に的確に対応し、多様化する行政需要に応えられるよう経常的経費と投資的経費の均衡に配慮した健全な財政運営に努める。

行政改革推進の原則

【行政改革の観点から事務事業の見直しに努める。】

最小の経費で最大の効果をあげることを基本とした行政改革を推進し、今後自治体が行う事務事業はどうあるべきかという視点に立ち、社会情勢の変化も踏まえた事務事業の見直しに努める。

適正規模準拠の原則

【自治体の規模に見合った事務事業の見直しに努める。】

新市の人口、面積規模に見合った行財政運営を行うこととし、新市の規模に類似した他市の状況も考慮して事務事業の見直しに努める。

2 調整方針の基本的区分

事務事業の基本的な調整方針は、次のとおり区分する。

(1) 制度を存続する場合

制度が同じ場合（制度が同一であるため、現行のまま新市に引き継ぐもの。）

調整方法1 「合併時、引き続き存続する。」

制度が異なる場合（類似した制度の場合又は、一方のみが制度を有する場合。）

一元化：一方の制度を適用する。

調整方法2 「合併時、一方へ一元化する。」

（一元化先を明記する）

調整方法3 「合併後、一方へ一元化する。」

（合併後において当面は現行両制度を存続し、一定期間経過後一元化した制度を適用する。）

統合：両者の制度内容を取り入れて構築する。

調整方法4 「合併時、統合する。」

（統合内容を明記する。）

調整方法5 「合併後、統合する。」

（合併後において当面は現行両制度を存続し、一定期間経過後統合制度を構築する。）

新規：両者の制度内容を踏まえて新規に構築する。

調整方法6 「合併時、新規に構築する。」

（構築内容を明記する。）

調整方法7 「合併後、新規に構築する。」

（合併後において当面は現行両制度を存続し、一定期間経過後新たな制度を構築する。）

(2) 制度を廃止する場合

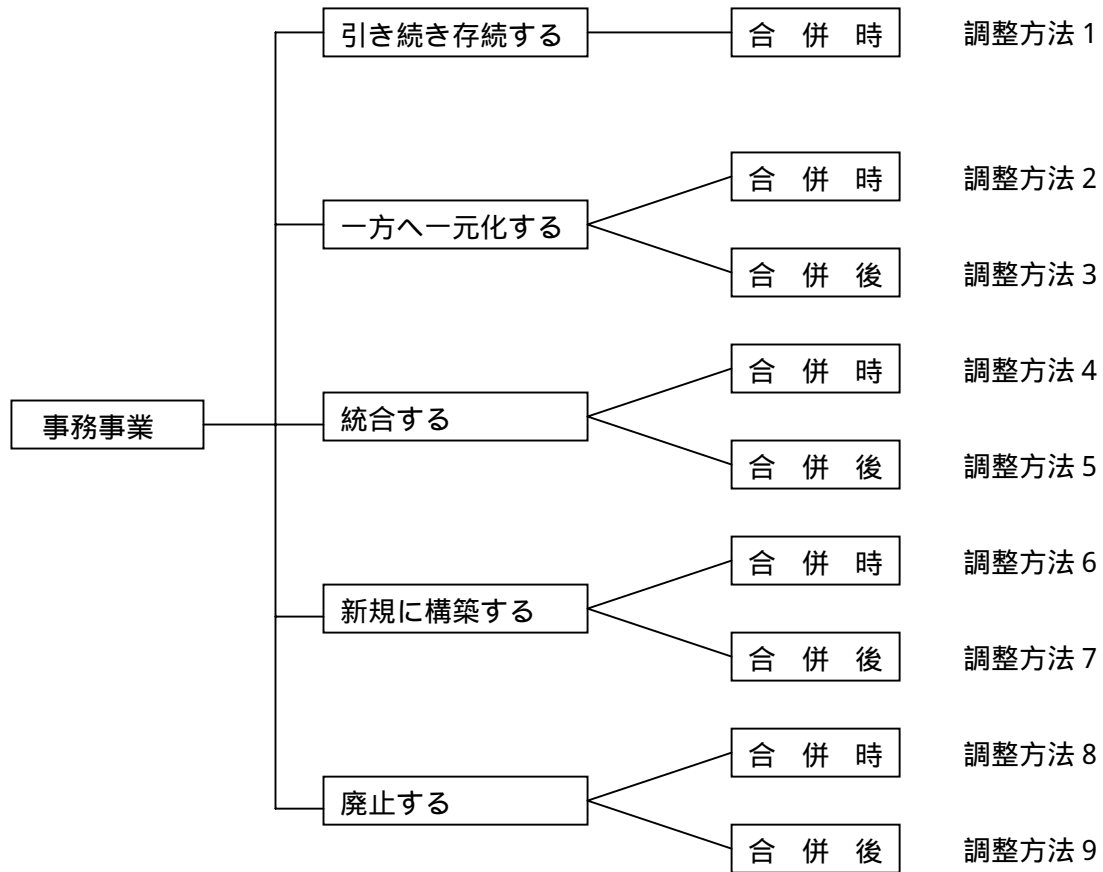
調整方法8 「合併時、廃止する。」

（理由を明記する。）

調整方法9 「合併後、廃止する。」

（合併後において当面は現行両制度を存続し、一定期間経過後制度を廃止する。）

調整方針の基本的区分



承認第5号

新市建設計画策定方針について

中条町、黒川村の合併協議に関する新市建設計画策定方針を別紙のとおりとしたので、承認を求めらる。

平成16年1月28日 提出

中条町・黒川村任意合併協議会
会長 中条町長 熊倉 信夫

平成16年1月28日 承認

中条町・黒川村任意合併協議会

(別紙)

新市建設計画策定方針

1 計画策定の目的

中条町・黒川村両町村の合併に伴う新市の将来構想を描くとともに、総合的かつ効果的な行政運営を推進するため、合併特例法第5条及び協議会規約第2条の規定に基づき新市建設計画を策定する。

この計画は、両町村の速やかで円滑な一体化の促進と住民福祉の向上、地域の均衡ある発展を目指すものであり、併せて新市の将来ビジョンと具体的な施策の方向を両町村民に示すものである。

2 計画の内容

項目の設定

新市建設計画の内容は、新市の概況と主要指標を勘案した上、次の項目により構成する。

- ・新市におけるまちづくりの基本方針
- ・新市におけるまちづくりの根幹となるべき事業に関する事項
- ・公共的施設の統合整備に関する事項
- ・新市の財政計画

計画期間

新市建設計画は、平成17年度から平成26年度までの10年間とする。

計画区域

新市建設計画の対象区域は、両町村の全域とする。

3 基本的な策定方針

新市建設計画は、両町村が既に策定している総合計画等を理念的に継承するとともに、これまでのまちづくり・地域おこしの成果を検証しながら、次の基本的な方向により策定する。

自然と歴史・文化を大切にし、未来を創造できるまちづくり計画とする。

住む人が安心して暮らすことのできる、やさしいまちづくり計画とする。

活力と希望を生み、交流を育むことのできるまちづくり計画とする。

4 策定上の留意点

新市建設計画は、次の項目に留意して策定するものとする。

ハード・ソフト両面の施策・事業を盛り込み、真に新市の建設に資する事業を選定するとともに、合理的で健全な財政運営に裏付けられた、着実な計画であること。

地域全体のレベルアップを念頭に置き、住民の生活水準・文化水準を高めるとともに、新市の建設を効果的に進めていくことを前提として、事務事業の見直し等による組織運営の合理化に資するものであること。

両町村の地域の実情に応じたきめ細やかな対策を講じ、振興を図ること。

承認第6号

新市建設計画策定にかかる
基礎調査の実施について

新市建設計画（基本構想）策定のため、別紙のとおりアンケートを実施することとしたので、承認を求めらる。

平成16年1月28日 提出

中条町・黒川村任意合併協議会
会長 中条町長 熊倉 信夫

平成16年1月28日 承認

中条町・黒川村任意合併協議会

(別紙)

新市建設計画策定にかかる基礎調査(アンケート)の実施要領

1、目的

新市建設計画策定にあたり、住民意向調査の一環として、今回は中条町・黒川村両町村民のまちづくりに関する意見を把握し、同計画の基本構想に反映させることを目的とする。

2、実施方法

(1) 配布・回収手法

- ・配布 メール便
- ・回収 郵送回収

(2) 調査対象

平成16年1月1日現在、中条町、黒川村両地域内に住所を有する満16歳以上の住民3,000人(全体の約10%相当)

(3) 抽出方法

両町村の住民基本台帳をサンプリング台帳とし、両町村人口比によりサンプル数を振り分けた後、男女別、年代別で、個人を対象に無作為抽出する。

3、内容

回答者属性(択一方式)のほか、基本的まちづくりについての設問(択一方式)及び合併に関する自由記入(記入方式)とし、5項目程度にまとめる。

4、回収期間

(1) 発送

平成16年1月30日(金)

(2) 締切日

平成16年2月13日(金)

5、集計方法

アンケート集計ソフトにより協議会事務局で集計する。

6、一般公表

結果については3月下旬を目途とし、協議会に報告後、協議会だより、協議会ホームページ等で公表する。

中条町・黒川村のまちづくりに ぜひ、あなたのご意見を！

- アンケート調査にご協力ください！ -

近年、わが国では少子・高齢化の進展、日常生活圏の拡大などにより、行政に対するニーズや課題は複雑かつ多様化してきています。しかし税収の落ち込みや国からの支援が見直され、地方自治体は厳しい財政状況に陥っています。

これらの課題に対処するため、地方分権が推進され、市町村では合併によって行政能力を向上させようとする取り組みが全国で始まっています。

中条町と黒川村でも、昨年暮れ任意合併協議会を設置し、お互いの行政制度の違いを調査研究するとともに、新しいまちづくりについて協議することになりました。

そこで協議会では、両地域が一体となったときの将来の「まちづくり」の基本的な構想を作成するため、住民の皆さんのご意見やお考えをうかがうことにしました。

この調査は、両町村から3,000人の方を無作為に選び、調査票をお送りしています。お手数でもアンケートにご記入いただき、同封の返信用の封筒に入れ、

2月13日（金）までにご返送ください。

このアンケートは無記名でご回答いただき、調査の結果は統計的にのみ処理いたしますので、今後ご迷惑をおかけすることはありません。調査の趣旨をご理解いただき、ぜひ「まちづくり」に対して貴重なご意見をお寄せくださるようお願いいたします。

平成16年1月

中条町・黒川村任意合併協議会

【記入方法とお願い】

- 1) 調査票は、宛名のご本人がご記入ください。けがや高齢、長期不在などで記入できない場合も、ぜひご家族と相談されてご記入・ご回答ください。
- 2) 調査をお願いする方は、無作為で抽出をしていますが、1世帯に複数のアンケートをお願いする場合があります。間違いではありません。
- 3) お答えは、該当の番号に 印を付けていただく簡単なものですが、一部直接ご記入いただくところがあります。ご意見・ご要望もぜひお寄せください。
- 4) 記入いただいたアンケートは、同封の「返信用封筒」をご利用の上、直接ポストに投函してください。切手は不要です。

お問い合わせ

中条町・黒川村任意合併協議会事務局 (☎ 43 - 6327)

<まちづくりアンケート調査票>

(お願い)

このアンケート調査票は、封筒の宛名となっているご本人がご記入ください。ご本人が都合で記入できない場合も、ご家族とご相談いただいた上提出いただければ幸いです。

ご記入後は、調査票と同封されている「返信用封筒(切手を貼る必要はありません)」をご利用いただきポストに投函ください。(両町村の役場にお持ちいただいても結構です)

問1 あなたご自身のことについてお尋ねします。該当する番号に 印を付けてください。

*すべての項目について、右の欄から1つずつ選ぶ	あなたのお住まいは	1. 中条町	2. 黒川村
	あなたの性別は	1. 男	2. 女
	あなたの年齢は (平成16年1月1日現在)	1. 10歳代 3. 30歳代 5. 50歳代 7. 70歳以上	2. 20歳代 4. 40歳代 6. 60歳代
	あなたの職業は	1. 農林漁業 2. 会社員・団体職員 3. 自営業(卸小売・サービス・製造業) 4. 自由業 5. 公務員・教員 6. 学生(高校生を含む) 7. 家事 8. パート・アルバイト 9. 無職 10. その他()	

問2 現在居住する町村において、生活する上での便利さや、環境についてどのようにお感じですか。各項目の右欄1～6の番号のうち、いずれかに 印を付けてください。

	満足	やや満足	普通・まあまあ	やや不満	不満	わからない
自然の保全状況について	1	2	3	4	5	6
防災や防犯、交通安全に対する対策について	1	2	3	4	5	6
ごみの収集・処理状況について	1	2	3	4	5	6
情報通信網の整備状況と利便性について	1	2	3	4	5	6

(問2の続きです)

		満足	やや満足	普通・まあまあ	やや不満	不満	わからない
* すべての項目について、 右の欄から1つずつ選ぶ	いこいの場や身近な公園の設置状況について	1	2	3	4	5	6
	国道や県道などの幹線道路の整備状況について	1	2	3	4	5	6
	町道・村道、集落内道路の整備状況について	1	2	3	4	5	6
	バスや鉄道などの利便性について	1	2	3	4	5	6
	上水道や下水道の整備状況について	1	2	3	4	5	6
	雨水の排水状況について	1	2	3	4	5	6
	病院や診療所の設置状況について	1	2	3	4	5	6
	高齢者や障害者の施設やサービスの状況について	1	2	3	4	5	6
	保育園の整備や保育サービスの状況について	1	2	3	4	5	6
	農林漁業のための基盤整備の状況について	1	2	3	4	5	6
	買い物をする場合の利便性について	1	2	3	4	5	6
	余暇やレジャーで利用する施設の状況について	1	2	3	4	5	6
	学校などの教育施設の状況について	1	2	3	4	5	6
	ホール・図書館などの文化施設の状況について	1	2	3	4	5	6
	体育館などのスポーツ施設の状況について	1	2	3	4	5	6
	公会堂などの地区の集会所の状況について	1	2	3	4	5	6

問3 中祭町・黒川村のエリア内で、あなたのお好きな風景・景色や他の市町村に住む人に自慢できるもの、PRしたいものがありましたら次の各項目についてご記入ください。

美しい風景や景色(具体的な場所など)

* 記入式	
----------	--

自慢できるもの(特産品やまつり、イベント、歴史・伝統、施設など)

* 記入式	
----------	--

問4 今後、中条町・黒川村の「まちづくり」を考えた場合、期待することは何ですか。次の中から、あなたが望むものの番号5つまで 印を付けてください。

* この欄すべてのものから5つまで選ぶ

【生活環境】

- | | |
|-------------------|----------------------|
| 1 . 自然の保護 | 2 . 公害防止対策の充実 |
| 3 . 消防、防災、防犯体制の充実 | 4 . ごみ処理やリサイクル対策の充実 |
| 5 . 宅地や公営住宅の整備 | 6 . 通信網・インターネットなどの整備 |

【都市基盤】

- | | |
|-----------------|---------------------|
| 7 . 公園・緑地の整備 | 8 . 幹線道路・高速道路の整備 |
| 9 . 生活道路の整備 | 10 . バス路線、鉄道の利便性の向上 |
| 11 . 上下水道の普及・整備 | 12 . 河川整備や雨水排水対策の充実 |
| 13 . 市街地の形成・整備 | |

【保健・福祉・医療】

- | | |
|----------------------|----------------------|
| 14 . 医療施設・救急体制の充実 | 15 . 健康診断や健康づくり運動の充実 |
| 16 . 高齢者福祉、介護サービスの充実 | 17 . 障害者の福祉サービスの充実 |
| 18 . 保育や子育て支援制度の充実 | 19 . 国民健康保険など社会保障の充実 |

【産業振興】

- | | |
|------------------|-----------------|
| 20 . 農林漁業の振興・活性化 | 21 . 工業の振興 |
| 22 . 商業の振興、活性化 | 23 . 地場産業の育成・創出 |
| 24 . 観光事業の振興・活性化 | 25 . 雇用対策の充実 |

【教育・文化】

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 26 . 学校教育の充実 | 27 . 音楽・演劇など文化芸術事業の充実 |
| 28 . 生涯学習施設の整備や活動の推進 | 29 . 文化財の保存や伝統行事の継承 |
| 30 . スポーツの振興と施設の充実 | |

【その他】

- | | |
|---------------------|----------------------|
| 31 . ボランティア活動の奨励・支援 | 32 . 自治会、町内会、集落の活動支援 |
| 33 . 青少年の健全育成 | 34 . 国際交流、姉妹都市交流の推進 |
| 35 . 行政の組織・運営の合理化 | 36 . 男女共同参画の社会づくり |
| 37 . その他 (|) |

問5 合併による新しい「まち」全体をイメージする時、特にどんな特徴を持つべきとお考えですか。特に進めたいと思うまちづくりの番号3つまで 印を付けてください。

* この欄から3つまで選ぶ	<p>1 . 自然を大切にし、きれいな水や緑の中で生活できる<u>自然豊かなまち</u></p> <p>2 . 犯罪や事故防止に努め、災害のない<u>安全で平和に暮らせるまち</u></p> <p>3 . 情報通信網が発達し、多様な情報入手ができる<u>高度情報化のまち</u></p> <p>4 . 道路や交通、公園、下水道など都市的基盤が整った<u>快適なまち</u></p> <p>5 . 医療の充実や健康づくりに取り組む<u>健康でいきいきしたまち</u></p> <p>6 . 高齢者や障害者、母子が安心して生活できる<u>福祉充実のまち</u></p> <p>7 . おいしいものや特産品を、誇りを持って生産・出荷する<u>農林漁業の盛んなまち</u></p> <p>8 . 商店街やサービス業が一体となった<u>活気あふれる商業のまち</u></p> <p>9 . 工場誘致や工業振興を積極的に行い、雇用の場を確保する<u>産業創出のまち</u></p> <p>10 . 観光開発や交流活動が活発に行われ、多くの人を訪れる<u>活力と交流のまち</u></p> <p>11 . 教育施設・文化施設が整備され、生涯学習施策が充実した<u>教養を高めるまち</u></p> <p>12 . 歴史や文化、伝統行事を大切にする<u>歴史と文化伝承のまち</u></p> <p>13 . 四季を通じて、全ての年代を超えて楽しむ<u>スポーツ、レクリエーションのまち</u></p> <p>14 . コミュニティ組織やボランティア団体が活発な<u>住民活動の盛んなまち</u></p> <p>15 . その他 ()</p>
------------------	---

問6 合併や今後のまちづくりに関して、ご意見・ご要望がありましたらご自由にお書きください。

* 記入式	<p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p>
----------	---

ご協力ありがとうございました。

議案第 1 号

合併の方式について

合併の方式について、次のとおり提出する。

平成 16 年 1 月 28 日 提出

中条町・黒川村任意合併協議会
会長 中条町長 熊倉 信夫

合併の方式は新設（対等）合併とする。

平成 16 年 1 月 28 日 確認

中条町・黒川村任意合併協議会

(資料)

項 目	内 容	備 考																								
1.合併の方式	<p>(1)合併特例法</p> <p>第2条 この法律において「市町村の合併」とは、2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。</p> <p>2 この法律において「合併市町村」とは、市町村の合併により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村をいう。</p> <p>3 この法律において「合併関係市町村」とは、市町村の合併によりその区域の全部又は一部が合併市町村の区域の一部となる市町村をいう。</p> <p>・新設合併の場合(例)</p> <div style="text-align: center;"> <table border="0" style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">合併前</td> <td style="width: 100px;"></td> <td style="text-align: center;">合併後</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">中 条 町</td> <td style="padding: 2px 10px;">黒 川 村</td> </tr> </table> </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">→</td> <td style="text-align: center;"> <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">市</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(合併関係市町村)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(合併市町村)</td> </tr> </table> </div> <p>・編入合併の場合(例)</p> <div style="text-align: center;"> <table border="0" style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">合併前</td> <td style="width: 100px;"></td> <td style="text-align: center;">合併後</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">新発田市</td> <td style="padding: 2px 10px;">豊 浦 町</td> </tr> </table> </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">→</td> <td style="text-align: center;"> <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">新発田市</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(合併関係市町村)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(合併市町村)</td> </tr> </table> </div> <p>(2)地方自治法</p> <p>市町村の合併は地方自治法第7条の市町村の廃置分合又は境界変更による態様であり、同条に基づく手続を必要とする。</p> <p>第7条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定により市の廃置分合をしようとするときは、都道府県知事は、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。</p> <p>3 都道府県の境界にわたる市町村の境界の変更は、関係のある普通地方公共団体の申請に基き、総務大臣がこれを定める。</p> <p>4 第1項及び前項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。</p> <p>5 第1項、第3項及び前項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。</p>	合併前		合併後	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">中 条 町</td> <td style="padding: 2px 10px;">黒 川 村</td> </tr> </table>	中 条 町	黒 川 村	→	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">市</td> </tr> </table>	市	(合併関係市町村)		(合併市町村)	合併前		合併後	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">新発田市</td> <td style="padding: 2px 10px;">豊 浦 町</td> </tr> </table>	新発田市	豊 浦 町	→	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">新発田市</td> </tr> </table>	新発田市	(合併関係市町村)		(合併市町村)	
合併前		合併後																								
<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">中 条 町</td> <td style="padding: 2px 10px;">黒 川 村</td> </tr> </table>	中 条 町	黒 川 村	→	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">市</td> </tr> </table>	市																					
中 条 町	黒 川 村																									
市																										
(合併関係市町村)		(合併市町村)																								
合併前		合併後																								
<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">新発田市</td> <td style="padding: 2px 10px;">豊 浦 町</td> </tr> </table>	新発田市	豊 浦 町	→	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">新発田市</td> </tr> </table>	新発田市																					
新発田市	豊 浦 町																									
新発田市																										
(合併関係市町村)		(合併市町村)																								

項 目	内 容	備 考																				
	<p>6 第1項の規定による届出を受理したとき、又は第3項の規定による処分をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。</p> <p>7 第1項又は第3項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。</p> <p>人口・面積</p> <table border="1" data-bbox="432 544 1273 931"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>中条町</th> <th>黒川村</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国勢調査人口</td> <td>(人) 27,528</td> <td>(人) 6,750</td> <td>(人) 34,278</td> </tr> <tr> <td>住民基本台帳人口</td> <td>(人) 27,655</td> <td>(人) 6,233</td> <td>(人) 33,888</td> </tr> <tr> <td>住民基本台帳世帯数</td> <td>(戸) 8,125</td> <td>(戸) 1,795</td> <td>(戸) 9,920</td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td>(k㎡) 84.58</td> <td>(k㎡) 180.60</td> <td>(k㎡) 265.18</td> </tr> </tbody> </table> <p>国勢調査人口：平成12年国勢調査 住民基本台帳人口・世帯数：平成15年3月31日現在</p>	項 目	中条町	黒川村	計	国勢調査人口	(人) 27,528	(人) 6,750	(人) 34,278	住民基本台帳人口	(人) 27,655	(人) 6,233	(人) 33,888	住民基本台帳世帯数	(戸) 8,125	(戸) 1,795	(戸) 9,920	面積	(k㎡) 84.58	(k㎡) 180.60	(k㎡) 265.18	
項 目	中条町	黒川村	計																			
国勢調査人口	(人) 27,528	(人) 6,750	(人) 34,278																			
住民基本台帳人口	(人) 27,655	(人) 6,233	(人) 33,888																			
住民基本台帳世帯数	(戸) 8,125	(戸) 1,795	(戸) 9,920																			
面積	(k㎡) 84.58	(k㎡) 180.60	(k㎡) 265.18																			
2. 新設合併と編入合併の違い	<table border="1" data-bbox="405 1093 1249 2000"> <thead> <tr> <th></th> <th>新設合併</th> <th>編入合併</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定義</td> <td>2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村の数の減少を伴うもの。</td> <td>市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うもの。</td> </tr> <tr> <td>法人格</td> <td>新たに法人格が発生する。</td> <td>編入する市町村の法人格が継続する。</td> </tr> <tr> <td>合併市町村の名称</td> <td>新たに制定する。</td> <td>編入する市町村の名称とすることが多いが、新たに制定することもできる。</td> </tr> <tr> <td>事務所の位置</td> <td>新たに制定する。</td> <td>通常は編入する市町村の市役所・役場の位置となる。</td> </tr> <tr> <td>市町村の長</td> <td>合併前の市町村の長は失職する。</td> <td>編入する市町村の長は在任するが、編入される市町村の長は失職する。</td> </tr> </tbody> </table>		新設合併	編入合併	定義	2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村の数の減少を伴うもの。	市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うもの。	法人格	新たに法人格が発生する。	編入する市町村の法人格が継続する。	合併市町村の名称	新たに制定する。	編入する市町村の名称とすることが多いが、新たに制定することもできる。	事務所の位置	新たに制定する。	通常は編入する市町村の市役所・役場の位置となる。	市町村の長	合併前の市町村の長は失職する。	編入する市町村の長は在任するが、編入される市町村の長は失職する。			
	新設合併	編入合併																				
定義	2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村の数の減少を伴うもの。	市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うもの。																				
法人格	新たに法人格が発生する。	編入する市町村の法人格が継続する。																				
合併市町村の名称	新たに制定する。	編入する市町村の名称とすることが多いが、新たに制定することもできる。																				
事務所の位置	新たに制定する。	通常は編入する市町村の市役所・役場の位置となる。																				
市町村の長	合併前の市町村の長は失職する。	編入する市町村の長は在任するが、編入される市町村の長は失職する。																				

項 目	内 容		備 考	
		新設合併	編入合併	
	議会の議員	<p>原則</p> <p>合併前の市町村の議会の議員は失職する。 合併市町村の法定数による設置選挙を行う。</p>	<p>編入する市町村の議会の議員は在任し、編入される市町村の議会の議員は失職する。 (合併による著しい人口増の場合は増員選挙を行う。)</p>	
		<p>特例</p> <p>次のいずれかによることができる。 (1)設置選挙で新設合併の特例定数(法定数の2倍まで)とする。 (2)合併前市町村の議会議員で合併後の市町村の議会議員の被選挙権を有することとなる者は、最長2年間在任する。</p>	<p>次のいずれかによることができる。 (1)増員選挙(旧市町村の区域で選挙区を設け増員する)及びこれに続く最初の一般選挙において編入合併の特例定数とする。 (2)編入される市町村の議会議員で合併後の市町村の議会議員の被選挙権を有することとなる者は、編入する市町村議会の議員の在任期間だけ在任できる。 この場合、更に最初の一般選挙において編入合併の特例定数を採用することができる。</p>	
	農業委員会の委員	<p>原則</p> <p>合併前の市町村の委員はすべて失職する。</p>	<p>編入する市町村の委員はそのまま在任し、編入される市町村の委員は全て失職する。</p>	
		<p>特例</p> <p>合併前の市町村の選挙で選出された委員のうち、合併後の市町村の農業委員会委員の被選挙権を有することとなる者は、10～80人の範囲で、1年以内の間在任できる。</p>	<p>編入される市町村の選挙で選出された委員のうち、合併後の市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で、編入する市町村の委員の残任期間について在任できる。</p>	

項 目	内 容		備 考									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="600 159 932 241">新設合併</th> <th data-bbox="932 159 1251 241">編入合併</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="600 241 932 461"> 特別職の職員 合併前の市町村の特別職の職員は全員失職することとなり、新たに選任する。 </td> <td data-bbox="932 241 1251 461"> 編入する市町村の特別職の職員は在任し、編入される市町村の特別職の職員は全員失職する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 461 932 674"> 条例・規則 合併前の市町村の条例・規則は全て失効し、新たに制定することとなる。 </td> <td data-bbox="932 461 1251 674"> 編入する市町村の条例・規則を適用する。 また、合併に伴い必要な改正を行う。 </td> </tr> </tbody> </table>	新設合併	編入合併	特別職の職員 合併前の市町村の特別職の職員は全員失職することとなり、新たに選任する。	編入する市町村の特別職の職員は在任し、編入される市町村の特別職の職員は全員失職する。	条例・規則 合併前の市町村の条例・規則は全て失効し、新たに制定することとなる。	編入する市町村の条例・規則を適用する。 また、合併に伴い必要な改正を行う。				
新設合併	編入合併											
特別職の職員 合併前の市町村の特別職の職員は全員失職することとなり、新たに選任する。	編入する市町村の特別職の職員は在任し、編入される市町村の特別職の職員は全員失職する。											
条例・規則 合併前の市町村の条例・規則は全て失効し、新たに制定することとなる。	編入する市町村の条例・規則を適用する。 また、合併に伴い必要な改正を行う。											
3. 町村の沿革	<p style="text-align: center;">中条町・黒川村の沿革</p> <p style="text-align: right;">資料：町・村勢要覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="405 801 477 846"></th> <th data-bbox="477 801 852 846">中 条 町</th> <th data-bbox="852 801 1235 846">黒 川 村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="405 846 477 1272">町村の沿革</td> <td data-bbox="477 846 852 1272"> 胎内川の扇状地を開け、西側は日本海の砂丘地帯、東側は日本一小さい山脈といわれる櫛形山脈に面している。 明治22年町村制施行の後、昭和42年に中条町、築地村が合併して現在に至る。 </td> <td data-bbox="852 846 1235 1272"> 胎内川が村の中央を流れ、流域に大小31の集落が点在し、横断する国道7号線と国道290号線、縦断する県道が交通の要路となっている。 明治22年の町村制施行の後、明治34年に黒川村、鼓坂村、坪江村が合併して現在に至る。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 1272 477 1653">町村域(合併)の経緯</td> <td data-bbox="477 1272 852 1653"> 明治34年 中条町、本条村、柴橋村が合併 昭和31年 中条町、乙村が合併 昭和42年 中条町、築地村が合併し中条町となる </td> <td data-bbox="852 1272 1235 1653"> 明治34年 黒川村、鼓坂村、坪江村が合併し黒川村となる </td> </tr> </tbody> </table>			中 条 町	黒 川 村	町村の沿革	胎内川の扇状地を開け、西側は日本海の砂丘地帯、東側は日本一小さい山脈といわれる櫛形山脈に面している。 明治22年町村制施行の後、昭和42年に中条町、築地村が合併して現在に至る。	胎内川が村の中央を流れ、流域に大小31の集落が点在し、横断する国道7号線と国道290号線、縦断する県道が交通の要路となっている。 明治22年の町村制施行の後、明治34年に黒川村、鼓坂村、坪江村が合併して現在に至る。	町村域(合併)の経緯	明治34年 中条町、本条村、柴橋村が合併 昭和31年 中条町、乙村が合併 昭和42年 中条町、築地村が合併し中条町となる	明治34年 黒川村、鼓坂村、坪江村が合併し黒川村となる	
	中 条 町	黒 川 村										
町村の沿革	胎内川の扇状地を開け、西側は日本海の砂丘地帯、東側は日本一小さい山脈といわれる櫛形山脈に面している。 明治22年町村制施行の後、昭和42年に中条町、築地村が合併して現在に至る。	胎内川が村の中央を流れ、流域に大小31の集落が点在し、横断する国道7号線と国道290号線、縦断する県道が交通の要路となっている。 明治22年の町村制施行の後、明治34年に黒川村、鼓坂村、坪江村が合併して現在に至る。										
町村域(合併)の経緯	明治34年 中条町、本条村、柴橋村が合併 昭和31年 中条町、乙村が合併 昭和42年 中条町、築地村が合併し中条町となる	明治34年 黒川村、鼓坂村、坪江村が合併し黒川村となる										

議案第 2 号

合併の期日について

合併の期日について、次のとおり提出する。

平成 16 年 1 月 28 日 提出

中条町・黒川村任意合併協議会
会長 中条町長 熊倉 信夫

<p>合併の期日は、現時点では平成 17 年秋を目途とする。 具体的な期日については、現行合併特例法の改正動向を踏まえて、 後日決定する。</p>

平成 16 年 1 月 28 日 確認

中条町・黒川村任意合併協議会

(資料)

項 目	内 容	備 考
1. 現行法の改正	<p>(1) 現行合併特例法の規定 附則 (失効) 第2条 この法律(中略)は、平成17年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた市町村の合併については、同日後もなおその効力を有する。</p> <p>(2) 地方制度調査会の答申 現行の合併特例法の失効後は、新しい法律を制定し、一定期間さらに自主的な合併を促すこととする必要がある。この法律は、合併に関する障害を除去するための特例を中心に定め、現行法における合併特例債等のような財政支援措置はとらないとすべきである。 <u>なお、現行の合併特例法は延長しないことを前提に、平成17年3月31日までに関係市町村が当該市町村議会の議決を経て都道府県知事への合併の申請を終え、平成18年3月31日までに合併したものについては、合併特例法の規定を引き続き適用する旨の経過規定を置くことが適当である。</u>(内閣総理大臣の諮問に対し、平成15年11月13日答申)</p> <p>(3) 合併特例法の改正見込 地方制度調査会の答申により、平成17年3月31日までに関係市町村が議会の議決を経て合併申請を行ったものについては、合併特例法の財政支援を引き続き適用する旨の経過措置を講ずることとし、現行法の改正を今国会に提出する予定。</p>	

項 目	内 容				備 考
2. 先進地事例	協議会名	設置	合併期日	方式	
	新発田市・紫雲寺町・加治川村合併協議会	H15.12.19	H17.1 目途	編入	
	北蒲原郡南部郷合併協議会	H14.4.1	H16.4.1	新設	
	東蒲原郡町村合併協議会	H15.2.18	H17.3.31	新設	
	分水・弥彦・寺泊合併協議会	H15.9.1	H17.3 末	新設	
	三島郡3か町村合併協議会	H15.7.10	特例法の適用期限まで	新設	
	柏崎刈羽地域合併協議会	H15.7.1	H17.3 末	編入	
	北魚沼6か町村合併協議会	H14.7.15	H16.11.1	新設	
	六日町・大和町合併協議会	H15.10.1	H16.11.1	新設	
	上越地域合併協議会	H15.8.20	H17.1.1	編入	
	新井市・妙高高原町・妙高村合併協議会	H15.10.1	H17.3.31	編入	
	糸魚川市・能生町・青海町合併協議会	H15.7.25	H17.3	新設	
	佐渡市町村合併協議会	H15.1.7	H16.3.1	新設	
	村上市岩船郡6市町村合併協議会	H15.7.30	H17.3 末	新設	

議案第 3 号

新市の名称について

新市の名称について、次のとおり提出する。

平成 16 年 1 月 28 日 提出

中条町・黒川村任意合併協議会
会長 中条町長 熊倉 信夫

新市の名称は公募とする。

平成 16 年 1 月 28 日 確認

中条町・黒川村任意合併協議会

(資料)

項目	内 容	備 考																													
1. 新市の名称	<p>(1) 新設合併により両町村の法人格は消滅し、新たな市として一つの法人格が発生するため、新市の名称を新たに定める必要がある。名称の定め方については、法律上、特に規定がないことから、基本的には自由に定めることができる。</p> <p>(2) 昭和45年自治事務次官通達により、「市の設置もしくは町を市とする処分を行う場合において、当該処分により新たに市となる普通地方公共団体の名称については、既存の市の名称と同一となり、また類似することとならないよう十分配慮すること。」とされている。</p>																														
2. 先進地事例	<table border="1" data-bbox="389 707 1254 1518"> <thead> <tr> <th data-bbox="389 707 796 792" rowspan="2">協議会名</th> <th colspan="2" data-bbox="796 707 1254 745">合併後の名称</th> </tr> <tr> <th data-bbox="796 745 956 792">確認事項</th> <th data-bbox="956 745 1254 792">選定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="389 792 796 884">北蒲原郡南部郷合併協議会</td> <td data-bbox="796 792 956 884">阿賀野市</td> <td data-bbox="956 792 1254 884">公 募</td> </tr> <tr> <td data-bbox="389 884 796 976">東蒲原郡町村合併協議会</td> <td data-bbox="796 884 956 976">阿 賀 町</td> <td data-bbox="956 884 1254 976">公 募</td> </tr> <tr> <td data-bbox="389 976 796 1068">分水・弥彦・寺泊合併協議会</td> <td data-bbox="796 976 956 1068">未 定</td> <td data-bbox="956 976 1254 1068">公募を終え、小委員会 で検討予定</td> </tr> <tr> <td data-bbox="389 1068 796 1160">三島郡3か町村合併協議会</td> <td data-bbox="796 1068 956 1160">未 定</td> <td data-bbox="956 1068 1254 1160">公募を終え、検討中</td> </tr> <tr> <td data-bbox="389 1160 796 1252">北魚沼郡6か町村合併協議会</td> <td data-bbox="796 1160 956 1252">魚 沼 市</td> <td data-bbox="956 1160 1254 1252">公 募</td> </tr> <tr> <td data-bbox="389 1252 796 1344">糸魚川市・能生町・青海町 合併協議会</td> <td data-bbox="796 1252 956 1344">未 定</td> <td data-bbox="956 1252 1254 1344">公募を終え、検討中</td> </tr> <tr> <td data-bbox="389 1344 796 1435">十日町広域圏合併任意協議会</td> <td data-bbox="796 1344 956 1435">未 定</td> <td data-bbox="956 1344 1254 1435">公募を終え、法定協 で検討予定</td> </tr> <tr> <td data-bbox="389 1435 796 1518">佐渡市町村合併協議会</td> <td data-bbox="796 1435 956 1518">佐 渡 市</td> <td data-bbox="956 1435 1254 1518">公 募</td> </tr> </tbody> </table>	協議会名	合併後の名称		確認事項	選定方法	北蒲原郡南部郷合併協議会	阿賀野市	公 募	東蒲原郡町村合併協議会	阿 賀 町	公 募	分水・弥彦・寺泊合併協議会	未 定	公募を終え、小委員会 で検討予定	三島郡3か町村合併協議会	未 定	公募を終え、検討中	北魚沼郡6か町村合併協議会	魚 沼 市	公 募	糸魚川市・能生町・青海町 合併協議会	未 定	公募を終え、検討中	十日町広域圏合併任意協議会	未 定	公募を終え、法定協 で検討予定	佐渡市町村合併協議会	佐 渡 市	公 募	
協議会名	合併後の名称																														
	確認事項	選定方法																													
北蒲原郡南部郷合併協議会	阿賀野市	公 募																													
東蒲原郡町村合併協議会	阿 賀 町	公 募																													
分水・弥彦・寺泊合併協議会	未 定	公募を終え、小委員会 で検討予定																													
三島郡3か町村合併協議会	未 定	公募を終え、検討中																													
北魚沼郡6か町村合併協議会	魚 沼 市	公 募																													
糸魚川市・能生町・青海町 合併協議会	未 定	公募を終え、検討中																													
十日町広域圏合併任意協議会	未 定	公募を終え、法定協 で検討予定																													
佐渡市町村合併協議会	佐 渡 市	公 募																													
3. 今後の予定	<table border="1" data-bbox="373 1608 1254 1883"> <thead> <tr> <th data-bbox="373 1608 735 1659">時 期</th> <th data-bbox="735 1608 1254 1659">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="373 1659 735 1720">平成16年2月</td> <td data-bbox="735 1659 1254 1720">協議会へ募集要綱案提出予定</td> </tr> <tr> <td data-bbox="373 1720 735 1780">平成16年3月</td> <td data-bbox="735 1720 1254 1780">協議会で募集要綱の決定</td> </tr> <tr> <td data-bbox="373 1780 735 1841">平成16年4月 ~ 7月</td> <td data-bbox="735 1780 1254 1841">公募</td> </tr> <tr> <td data-bbox="373 1841 735 1883">平成16年8月 ~ 9月</td> <td data-bbox="735 1841 1254 1883">公募結果を協議会に報告</td> </tr> </tbody> </table>	時 期	内 容	平成16年2月	協議会へ募集要綱案提出予定	平成16年3月	協議会で募集要綱の決定	平成16年4月 ~ 7月	公募	平成16年8月 ~ 9月	公募結果を協議会に報告																				
時 期	内 容																														
平成16年2月	協議会へ募集要綱案提出予定																														
平成16年3月	協議会で募集要綱の決定																														
平成16年4月 ~ 7月	公募																														
平成16年8月 ~ 9月	公募結果を協議会に報告																														

議案第 4 号

事務所の位置について

事務所の位置について、次のとおり提出する。

平成 16 年 1 月 28 日 提出

中条町・黒川村任意合併協議会
会長 中条町長 熊倉 信夫

新市の事務所の位置は、中条町役場とする。なお、黒川村役場は支所とする。

平成 16 年 1 月 28 日 確認

中条町・黒川村任意合併協議会

(資料)

項 目	内 容	備 考				
1. 事務所の位置	<p>(1) 地方公共団体の事務所の設定（地方自治法）</p> <p>第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなくてはならない。</p> <p>2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。</p> <p>3 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。</p> <p>(2) 現在の両町村の事務所の位置</p> <table border="1" data-bbox="480 792 1240 882"> <tr> <td>中 条 町</td> <td>新潟県北蒲原郡中条町新和町2番10号</td> </tr> <tr> <td>黒 川 村</td> <td>新潟県北蒲原郡黒川村大字黒川1410番地</td> </tr> </table>	中 条 町	新潟県北蒲原郡中条町新和町2番10号	黒 川 村	新潟県北蒲原郡黒川村大字黒川1410番地	
中 条 町	新潟県北蒲原郡中条町新和町2番10号					
黒 川 村	新潟県北蒲原郡黒川村大字黒川1410番地					
2. 支所、出張所	<p>(1) 支所等の設置（地方自治法）</p> <p>第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁（道にあっては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。</p> <p>2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。</p> <p>3 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。</p> <p>【用語解説】</p> <p>「支 所」 市町村内の特定区域を限り主として市町村の事務の全般にわたって事務を掌る事務所を意味する。特定の事務のみを分掌させるものではない。</p> <p>「出張所」 住民の便宜のために市役所又は町村役場まで出向かなくてもすむ程度の簡易な事務を処理するために設置するいわゆる市役所又は町村役場の窓口の延長を意味する。</p> <p>「分 庁」 合併関係市町村の従来の庁舎に行政機能を持たせて振り分け利用する。</p>					

項 目	内 容				備 考																																			
3. 先進地事例	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="419 280 651 409">協議会名</th> <th data-bbox="651 280 783 409">構 成 市町村名</th> <th data-bbox="783 280 876 409">合併 方式</th> <th data-bbox="876 280 1107 409">事務所の位置</th> <th data-bbox="1107 280 1235 409">その他 の庁舎 の扱い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="419 409 651 584">北蒲原郡南部郷 合併協議会</td> <td data-bbox="651 409 783 584">安田町 京ヶ瀬村 水原町 笹神村</td> <td data-bbox="783 409 876 584">新設</td> <td data-bbox="876 409 1107 584">水原町役場</td> <td data-bbox="1107 409 1235 584">支所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="419 584 651 759">東蒲原郡町村合 併協議会</td> <td data-bbox="651 584 783 759">津川町 鹿瀬町 上川村 三川村</td> <td data-bbox="783 584 876 759">新設</td> <td data-bbox="876 584 1107 759">津川町役場</td> <td data-bbox="1107 584 1235 759">支所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="419 759 651 934">三島郡3か町村 合併協議会</td> <td data-bbox="651 759 783 934">与板町 和島村 出雲崎町</td> <td data-bbox="783 759 876 934">新設</td> <td data-bbox="876 759 1107 934">与板町役場</td> <td data-bbox="1107 759 1235 934">支所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="419 934 651 1108">糸魚川市・能生 町・青海町合併 協議会</td> <td data-bbox="651 934 783 1108">糸魚川市 能生町 青海町</td> <td data-bbox="783 934 876 1108">新設</td> <td data-bbox="876 934 1107 1108">糸魚川市役所</td> <td data-bbox="1107 934 1235 1108">支所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="419 1108 651 1529">佐渡市町村合併 協議会</td> <td data-bbox="651 1108 783 1529">両津市 相川町 佐和田町 金井町 新穂村 畑野町 真野町 小木町 羽茂町 赤泊村</td> <td data-bbox="783 1108 876 1529">新設</td> <td data-bbox="876 1108 1107 1529">金井町役場</td> <td data-bbox="1107 1108 1235 1529">支所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="419 1529 651 1787">北魚沼6か町村 合併協議会</td> <td data-bbox="651 1529 783 1787">堀之内町 小出町 湯之谷村 広神村 守門村 入広瀬村</td> <td data-bbox="783 1529 876 1787">新設</td> <td data-bbox="876 1529 1107 1787">当分の間、 小出町役場</td> <td data-bbox="1107 1529 1235 1787">分庁</td> </tr> </tbody> </table>				協議会名	構 成 市町村名	合併 方式	事務所の位置	その他 の庁舎 の扱い	北蒲原郡南部郷 合併協議会	安田町 京ヶ瀬村 水原町 笹神村	新設	水原町役場	支所	東蒲原郡町村合 併協議会	津川町 鹿瀬町 上川村 三川村	新設	津川町役場	支所	三島郡3か町村 合併協議会	与板町 和島村 出雲崎町	新設	与板町役場	支所	糸魚川市・能生 町・青海町合併 協議会	糸魚川市 能生町 青海町	新設	糸魚川市役所	支所	佐渡市町村合併 協議会	両津市 相川町 佐和田町 金井町 新穂村 畑野町 真野町 小木町 羽茂町 赤泊村	新設	金井町役場	支所	北魚沼6か町村 合併協議会	堀之内町 小出町 湯之谷村 広神村 守門村 入広瀬村	新設	当分の間、 小出町役場	分庁	
協議会名	構 成 市町村名	合併 方式	事務所の位置	その他 の庁舎 の扱い																																				
北蒲原郡南部郷 合併協議会	安田町 京ヶ瀬村 水原町 笹神村	新設	水原町役場	支所																																				
東蒲原郡町村合 併協議会	津川町 鹿瀬町 上川村 三川村	新設	津川町役場	支所																																				
三島郡3か町村 合併協議会	与板町 和島村 出雲崎町	新設	与板町役場	支所																																				
糸魚川市・能生 町・青海町合併 協議会	糸魚川市 能生町 青海町	新設	糸魚川市役所	支所																																				
佐渡市町村合併 協議会	両津市 相川町 佐和田町 金井町 新穂村 畑野町 真野町 小木町 羽茂町 赤泊村	新設	金井町役場	支所																																				
北魚沼6か町村 合併協議会	堀之内町 小出町 湯之谷村 広神村 守門村 入広瀬村	新設	当分の間、 小出町役場	分庁																																				

議案第 5 号

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

議会議員の定数及び任期の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成 16 年 1 月 28 日 提出

中条町・黒川村任意合併協議会
会長 中条町長 熊倉 信夫

--

平成 年 月 日 確認

中条町・黒川村任意合併協議会

(資料)

項目	内 容	備 考																				
1. 議会議員の定数及び任期の取扱い	<p>【新設合併の場合】</p> <p>原則は合併前の市町村の議会議員は失職し、合併市町村の法定数（条例定数（本来定数））による設置選挙を行う。</p> <p>なお、合併市町村の法定数は、合併前の市町村の協議により定めなければならない。（地方自治法第91条第7項）</p> <p>これに対する合併特例法上の特例は次のとおりである。</p> <p>1）定数特例</p> <p>設置選挙において、当該選挙による議員の任期に限って、地方自治法第91条に規定する定数の2倍まで定数を増加することができる。（合併特例法第6条第1項）</p> <p>2）在任特例</p> <p>合併関係の市町村の議会の議員で、合併市町村議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、最長2年間在任できる。（合併特例法第7条第1項第1号）</p> <p>なお、特例を適用する場合であっても、合併前の市町村の協議により、条例定数を定める必要がある。</p>																					
2. 現 況	<table border="1" data-bbox="411 1048 1265 1279"> <thead> <tr> <th></th> <th>中条町</th> <th>黒川村</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国勢調査人口</td> <td>27,528 人</td> <td>6,750 人</td> <td>34,278 人</td> </tr> <tr> <td>法 定 数</td> <td>26 人</td> <td>18 人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>条 例 定 数</td> <td>22 人</td> <td>16 人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>任 期</td> <td>H17.9.29</td> <td>H19.4.29</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>国勢調査人口：平成12年国勢調査</p>		中条町	黒川村	合 計	国勢調査人口	27,528 人	6,750 人	34,278 人	法 定 数	26 人	18 人		条 例 定 数	22 人	16 人		任 期	H17.9.29	H19.4.29		
	中条町	黒川村	合 計																			
国勢調査人口	27,528 人	6,750 人	34,278 人																			
法 定 数	26 人	18 人																				
条 例 定 数	22 人	16 人																				
任 期	H17.9.29	H19.4.29																				
3. 関係法令	<p>地方自治法第91条</p> <p>1 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。</p> <p>2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。</p> <table data-bbox="555 1554 1201 1715"> <tbody> <tr> <td>人口2千未満の町村</td> <td>12人</td> </tr> <tr> <td>人口2千以上5千未満の町村</td> <td>14人</td> </tr> <tr> <td>人口5千以上1万未満の町村</td> <td>18人</td> </tr> <tr> <td>人口1万以上2万未満の町村</td> <td>22人</td> </tr> <tr> <td>人口5万未満の市及び人口2万以上の町村</td> <td>26人</td> </tr> </tbody> </table> <p>← 新市該当人口</p> <p>【中 略】</p> <p>7 第7条第1項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村（以下本条において「設置関係市町村」とい</p>	人口2千未満の町村	12人	人口2千以上5千未満の町村	14人	人口5千以上1万未満の町村	18人	人口1万以上2万未満の町村	22人	人口5万未満の市及び人口2万以上の町村	26人											
人口2千未満の町村	12人																					
人口2千以上5千未満の町村	14人																					
人口5千以上1万未満の町村	18人																					
人口1万以上2万未満の町村	22人																					
人口5万未満の市及び人口2万以上の町村	26人																					

項目	内容	備考																																								
	<p>う。)は、設置関係市町村が2以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が一のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。</p> <p>8 前項の規定により新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。</p> <p>9 前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の定数は、第1項の規定に基づく当該市町村の条例により定められたものとみなす。</p> <p>10 第7項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。</p>																																									
4. 先進地事例	<p>【新設合併の場合】</p> <table border="1" data-bbox="427 752 1254 1787"> <thead> <tr> <th>協議会名</th> <th>人口</th> <th>合併の期日</th> <th>条例定数</th> <th>特例の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北蒲原郡南部郷合併協議会</td> <td>48,456人</td> <td>H16.4.1</td> <td>26人</td> <td>在任特例適用〔H16.10.31まで〕</td> </tr> <tr> <td>東蒲原郡町村合併協議会</td> <td>15,813人</td> <td>H17.3.31</td> <td>22人</td> <td>特例無し(原則)</td> </tr> <tr> <td>三島郡3か町村合併協議会</td> <td>18,261人</td> <td>合併特例法の適用期限まで</td> <td>22人</td> <td>特例無し(原則)</td> </tr> <tr> <td>北魚沼郡6か町村合併協議会</td> <td>45,386人</td> <td>H16.11.1</td> <td>26人</td> <td>在任特例適用〔H18.4.30まで〕</td> </tr> <tr> <td>佐渡市町村合併協議会</td> <td>72,173人</td> <td>H16.3.1</td> <td>30人</td> <td>定数特例適用〔(60人)で設置選挙〕</td> </tr> <tr> <td>村上市岩船郡6市町村合併協議会</td> <td>74,351人</td> <td>H17.3未まで</td> <td>30人</td> <td>特例無し(原則)</td> </tr> <tr> <td>十日町広域圏合併任意合併協議会</td> <td>65,033人</td> <td>H17.3未まで</td> <td>未定</td> <td>定数特例適用〔(40人)で選挙区を設け設置選挙〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>人口は平成12年国勢調査人口</p>	協議会名	人口	合併の期日	条例定数	特例の有無	北蒲原郡南部郷合併協議会	48,456人	H16.4.1	26人	在任特例適用〔H16.10.31まで〕	東蒲原郡町村合併協議会	15,813人	H17.3.31	22人	特例無し(原則)	三島郡3か町村合併協議会	18,261人	合併特例法の適用期限まで	22人	特例無し(原則)	北魚沼郡6か町村合併協議会	45,386人	H16.11.1	26人	在任特例適用〔H18.4.30まで〕	佐渡市町村合併協議会	72,173人	H16.3.1	30人	定数特例適用〔(60人)で設置選挙〕	村上市岩船郡6市町村合併協議会	74,351人	H17.3未まで	30人	特例無し(原則)	十日町広域圏合併任意合併協議会	65,033人	H17.3未まで	未定	定数特例適用〔(40人)で選挙区を設け設置選挙〕	
協議会名	人口	合併の期日	条例定数	特例の有無																																						
北蒲原郡南部郷合併協議会	48,456人	H16.4.1	26人	在任特例適用〔H16.10.31まで〕																																						
東蒲原郡町村合併協議会	15,813人	H17.3.31	22人	特例無し(原則)																																						
三島郡3か町村合併協議会	18,261人	合併特例法の適用期限まで	22人	特例無し(原則)																																						
北魚沼郡6か町村合併協議会	45,386人	H16.11.1	26人	在任特例適用〔H18.4.30まで〕																																						
佐渡市町村合併協議会	72,173人	H16.3.1	30人	定数特例適用〔(60人)で設置選挙〕																																						
村上市岩船郡6市町村合併協議会	74,351人	H17.3未まで	30人	特例無し(原則)																																						
十日町広域圏合併任意合併協議会	65,033人	H17.3未まで	未定	定数特例適用〔(40人)で選挙区を設け設置選挙〕																																						

項 目	内 容				備 考	
5. 県内の議会 議員定数	【平成 15 年 4 月 1 日現在】					
	市 名	人 口	法定数	条例定数		
	小千谷	41,641 人	26 人	23 人		
	加 茂	33,085 人	26 人	22 人		
	十日町	43,002 人	26 人	20 人		
	見 附	43,526 人	26 人	20 人		
	村 上	31,758 人	26 人	22 人		
	燕	43,480 人	26 人	20 人		
	栃 尾	24,704 人	26 人	20 人		
	糸魚川	32,003 人	26 人	22 人		
	新 井	27,882 人	26 人	20 人		
	五 泉	38,306 人	26 人	22 人		
	両 津	17,394 人	26 人	18 人		
	白 根	40,012 人	26 人	22 人		
	豊 栄	48,997 人	26 人	22 人		
人口は平成 12 年国勢調査人口						